

福岡県公報

令和2年9月1日
第132号

目次

告示 (673号 - 676号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2

公告

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (薬務課) 2
- 土地改良区の設立認可申請の適否決定 (農村森林整備課) 2
- 令和2年度技能検定(後期実施)の実施 (職業能力開発課) 2
- 保安林の皆伐面積の限度の公表 (農山漁村振興課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6

公安委員会

- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部地域課) 6
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) 7
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) 7
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 8

海区漁業調整委員会

- 油いか餌料の使用禁止 (漁業管理課) 8

- 加布里湾におけるえび類採捕の禁止 (漁業管理課) 9
- 浮きを使用した釣りの制限 (漁業管理課) 9

告示

福岡県告示第673号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般道	322号	前	嘉麻市大隈町6番2先から 嘉麻市大隈町13番4先まで	11.1 ～ 17.8	53.8
			後	嘉麻市大隈町6番2先から 嘉麻市大隈町13番4先まで	12.9 ～ 41.4	

福岡県告示第674号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年9月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

飯塚	322号	嘉麻市大隈町6番2先から 嘉麻市大隈町13番4先まで
----	------	-------------------------------

福岡県告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	伊賀原線	前	糟屋郡粕屋町長者原西一丁目473番1先から 糟屋郡粕屋町長者原西一丁目474番1先まで	8.4 ～ 10.0	82.0
			後	糟屋郡粕屋町長者原西一丁目473番1先から 糟屋郡粕屋町長者原西一丁目474番1先まで	7.2 ～ 9.3	82.0

福岡県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年9月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

福岡	伊賀原線	糟屋郡粕屋町長者原西一丁目473番1先から 糟屋郡粕屋町長者原西一丁目474番1先まで
----	------	--

公 告**公告**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年9月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年9月1日から令和2年9月30日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき土地改良区の設立の認可申請を令和2年8月18日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和2年9月1日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
伊方土地改良区	土地改良事業計画書及び定款の写し	令和2年9月1日から 令和2年10月1日まで	福智町役場

公告

令和2年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

令和2年9月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、プリプレス（DTP作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスフ

ルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

(3) 3級

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(4) 単一等級

エーエルシーパネル施工（エーエルシーパネル工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 18,200円

ただし、次の表左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ右欄に掲げる額とする。

受検者の区分	手数料の額
(ア) 3級を受検する公共職業能力開発施設等の訓練生（以下「訓練生」という。）及び大学、高等学校、専門学校等の在校生（以下「在校生」という。）	12,100円
(イ) 2級又は3級を受検する令和2年4月1日（水曜日）時点で35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びウ)に該当する者を除く。）	9,200円
(ウ) 3級を受検する令和2年4月1日（水曜日）時点で35歳未満の訓練生又は在校生	3,100円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
令和2年12月4日（金曜日）から令和3年2月21日（日曜日）までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、令和2年11月27日（金曜日）に福岡県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 1級及び2級 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工及びガラス施工 (イ) 3級 電気機器組立て、内燃機関組立て、配管及び型枠施工	令和3年1月24日（日曜日）	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (イ) 1級及び2級 さく井、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図 (ウ) 3級 造園、時計修理、冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作 (エ) 単一等級 エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工	令和3年1月31日（日曜日）
(ア) 1級及び2級 舞台機構調整	令和3年2月3日（水曜日）
(ア) 1級及び2級 ローブ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、塗装及び広告美術仕上げ (イ) 3級 機械検査、プリント配線板製造及び建築大工電気製図	令和3年2月7日（日曜日）
(ア) 3級 機械加工、電子機器組立て、左官、ブロック建築、舞台機構調整及びフラワー装飾	令和3年2月11日（木曜日）
(ア) 1級及び2級 造園、機械加工、建築板金及びブロック建築 (イ) 3級 金属熱処理	令和3年2月14日（日曜日）

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号

813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会等で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、令和2年10月5日(月曜日)から同月16日(金曜日)まで(午前9時00分から午後5時00分まで)とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、令和2年10月16日(金曜日)までの消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者発表

技能検定の合格者発表は、令和3年3月19日(金曜日)に福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行うとともに、福岡県ホームページに掲載する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会(郵便番号813-0044 福

岡市東区千早五丁目3番1号福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番)に対して行うこと。

公告

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

令和2年9月1日

福岡県知事 小川 洋

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	518.91
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	184.27
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	528.82
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	204.44
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	927.67
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	238.45
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1110.35
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	105.60
〃	干害防備保安林	飯塚	飯塚市	0.32
〃	〃	宮若	宮若市	0.22
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	356.46

〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	103.96
〃	水源かん養保安林	今川	〃	838.45
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	250.24
福岡、筑後・ 矢部川	保健保安林	福岡、筑 後川、矢 部川	筑後・矢部川森林計画 区 福岡森林計画区	187.16
遠賀川	〃	北九州、 遠賀川、 今川	遠賀川森林計画区	296.16

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年9月1日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市久保字長崎1139番1、1139番3及び1143番1並びに美郷151番
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
古賀市中央二丁目9番17号
有限会社ライフスタイル
代表取締役 花田 孝則

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年9月1日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市今の庄一丁目134番1、134番3、134番8、134番9、136番1及び136番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市大池一丁目10番18号

楠林 義治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年9月1日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町湊坂三丁目1229番1及び1229番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字湊301番地
船越 美千代

公安委員会**福岡県公安委員会規則第13号**

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年9月1日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則
交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県博多警察署の部中洲交番の項中「中洲三丁目2番6号」を「上川端町6番28号」に改め、同表福岡県小倉南警察署の部朽網交番の項中「朽網西三丁目6番3号」を「朽網東一丁目1番23-2号」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 福岡県博多警察署の部中洲交番の項の改正規定 令和2年9月1日
 (2) 別表第1 福岡県小倉南警察署の部朽網交番の項の改正規定 令和2年9月10日

福岡県公安委員会告示第192号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年9月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和2年10月28日（水） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6

ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第193号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年9月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

時 間	場 所	開催警察署
令和2年10月7日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
令和2年10月15日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
令和2年10月20日（火） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署

2 講習の科目

(1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第194号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和2年9月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和2年11月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和2年11月12日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和2年11月19日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員

令和2年11月5日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名
---------------------------------	-----------------------------------	---------------	-----

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第192号

筑前海区における釣り及び延なわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年9月1日

筑前海区漁業調整委員会

会 長 本 田 清 一 郎

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の内容

魚油等の油性物に浸漬したすべての餌料及び疑似餌（通称：油いか）を使用した釣り及び延なわ漁業の操業を禁止する。

3 指示期間

令和2年10月1日から令和7年9月30日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第193号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、加布里湾におけるえび類の繁殖保護をはかるため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにえび類を採捕する場合はこの限りでない。

令和2年9月1日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 指示の適用海域

糸島市二丈浜窪、箱島西側防波堤の北端と、糸島市志摩久家、竹の下の瀬の東端を結んだ直線と陸岸によって囲まれた加布里湾奥域海域。

2 禁止事項

4月1日から11月30日までの期間、えび類を採捕してはならない。

3 指示期間

令和2年11月1日から令和7年10月31日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第194号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和2年9月1日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(7)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。

(1) 沖ノ島

宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から2海里以内の区域。ただし、いそ釣りは除く。

(2) 波津白瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度 56.055分、東経130度 33.080分

イ 北緯33度 55.064分、東経130度 33.109分

ウ 北緯33度 55.094分、東経130度 34.663分

エ 北緯33度 56.074分、東経130度 34.621分

（日本測地系）

ア 北緯33度 55.855分、東経130度 33.220分

イ 北緯33度 54.864分、東経130度 33.249分

ウ 北緯33度 54.894分、東経130度 34.803分

エ 北緯33度 55.874分、東経130度 34.761分

(3) 幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度 59.032分、東経130度 35.181分

イ 北緯33度 58.885分、東経130度 35.390分

ウ 北緯33度 58.338分、東経130度 35.028分

エ 北緯33度 58.648分、東経130度 34.689分

（日本測地系）

ア 北緯33度 58.832分、東経130度 35.321分

イ 北緯33度 58.685分、東経130度 35.530分

ウ 北緯33度 58.138分、東経130度 35.168分

エ 北緯33度 58.448分、東経130度 34.829分

(4) 箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度 0.271分、東経130度 33.321分

イ 北緯34度 0.661分、東経130度 33.707分

ウ 北緯34度 0.199分、東経130度 34.950分

エ 北緯33度 59.986分、東経130度 34.760分

(日本測地系)

ア 北緯34度 0.071分、東経130度 33.461分

イ 北緯34度 0.461分、東経130度 33.847分

ウ 北緯33度 59.999分、東経130度 35.090分

エ 北緯33度 59.786分、東経130度 34.900分

(5) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度 1.508分、東経130度 37.620分

イ 北緯34度 0.006分、東経130度 38.698分

ウ 北緯33度 59.149分、東経130度 40.075分

エ 北緯33度 59.355分、東経130度 40.526分

オ 北緯34度 0.260分、東経130度 40.027分

カ 北緯34度 0.724分、東経130度 39.399分

キ 北緯34度 1.547分、東経130度 38.614分

(日本測地系)

ア 北緯34度 1.308分、東経130度 37.760分

イ 北緯33度 59.806分、東経130度 38.838分

ウ 北緯33度 58.949分、東経130度 40.215分

エ 北緯33度 59.155分、東経130度 40.666分

オ 北緯34度 0.060分、東経130度 40.167分

カ 北緯34度 0.524分、東経130度 39.539分

キ 北緯34度 1.347分、東経130度 38.754分

(6) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度 1.608分、東経130度 42.248分

イ 北緯34度 1.425分、東経130度 41.796分

ウ 北緯34度 0.577分、東経130度 42.223分

エ 北緯34度 0.865分、東経130度 42.762分

(日本測地系)

ア 北緯34度 1.408分、東経130度 42.388分

イ 北緯34度 1.225分、東経130度 41.936分

ウ 北緯34度 0.377分、東経130度 42.363分

エ 北緯34度 0.665分、東経130度 42.902分

(7) コ瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度 2.161分、東経130度 42.318分

イ 北緯34度 2.514分、東経130度 42.945分

ウ 北緯34度 1.748分、東経130度 43.413分

エ 北緯34度 1.498分、東経130度 42.691分

(日本測地系)

ア 北緯34度 1.961分、東経130度 42.458分

イ 北緯34度 2.314分、東経130度 43.085分

ウ 北緯34度 1.548分、東経130度 43.553分

エ 北緯34度 1.298分、東経130度 42.831分

2 指示の有効期間

令和2年9月21日から令和5年9月30日まで